

平成 21 年第 1 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 21 年 3 月 19 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長　笠原　幸宏　　　書記　吉本　正美
　　　　　　　　　　　　　書記　佐藤　ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 2 番 高橋さん
2 番高橋議員		議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 2 点について一般質問をさせていただきます。 まず 1 点目でございますが、幼稚園の入園資格拡充についてということで質問させていただきたいと思います。現在、幼稚園の人数については、更別幼稚園が平成 20 年度、3 歳児 16 名、4 歳児 18 名、5 歳児 15 名、上更別幼稚園においては、3 歳児 9 名、4 歳児 3 名、5 歳児 2 名、平成 21 年度入園予定数は、更別幼稚園、3 歳児 10 名、4 歳児 18 名、5 歳児 18 名、上更別幼稚園、3 歳児 5 名、4 歳児 9 名、5 歳児 2 名となっており、年々園児数は減少しているのが現状であります。そんな中、更別幼稚園については、定員 120 名という中で平成 20 年度においては、園児数 49 名という状況であります。また、現在では、入園資格については、3 歳児、4 歳児、5 歳児と 3 学級となっておりますが、保護者の意見の中には、満 3 歳児の入園が出来ればという話もお聞きする次第でございます。また現在、保育園について、定員が多く、狭あいでもあることから、私は満 3 才児の入園についても拡充すべきと考えます。 また、対象については、心身共に健康で発達段階に応じた集団生活が出来る幼児ということで、おむつがとれていないとか、集団生活が出来ていないという点については、入園の資格審査の時に判断

議長
教育委員長

すれば良いことで、またその点である程度把握は出来ると思います。

また入園時期については、通常ですと4月1日現在で3歳ということでございますが、4月2日以降、概ね12月までというのが現状であります。

更別幼稚園で考えますと、教室が1つ空いているということでございますので、予算もかかりますけれども、先生を1名増員することで可能であると思います。

また、上更別幼稚園については、園児が少ないということで、少人数であれば3歳児と同じクラスで、ある程度可能かなという考えを持つ次第でございます。

以上のことから、私は拡充をすべきと考えますが、教育委員長の考えをお伺いいたします。

教育委員長

高橋議員のご質問にお答えさせていただきます。

幼稚園の入園資格の拡充についてのご質問であります。教育委員会といたしましては、今年度の教育行政執行方針にも掲げさせていただきましたが、幼稚園教育は人間形成での基礎を養い、豊かな感情や心情を身につけるための様々なコミュニケーション能力の育成が大切であり、家庭や地域社会との連携を深め、小学校教育に円滑に移行出来るよう、幼稚園教育の充実に努めると共に、延長保育や特別保育等の子育て支援を継続して行うこととしております。

また、幼稚園と保育所での教育、保育、子育ての支援を総合的に提供する、認定子ども園について検討することとしたところであります。

高橋議員からのご質問にもございます、平成21年度の幼稚園の入園見込み数は、更別幼稚園では3歳児9名、4歳児18名、5歳児17名で合計44名。そして上更別幼稚園では3歳児5名、4歳9名、5歳児2名で合計16名という予定になってございます。

年々、少子化で子どもの減少が続く状況ではありますが、幼稚園児数は、平成17年度から大きく減少しております。社会環境、家庭環境の変化の中で共働き家庭が増し、かねてからの村の施策でありました保育所が整備され、子育て支援が図られたことにより、保護者にとっては、子育ての選択肢が広がったことによるものと考えております。

その様な状況の中で、両幼稚園とも、かねてから、子育て支援の一環として延長保育、特別保育を実施するとともに、さらに20年度からは、現在の体制で出来る範囲での試行ですが、両幼稚園において、夏季特別保育を実施して、保護者には高い評価をいただいていることから、もう1年試行実施をする考えでございます。

高橋議員の質問にあります、満3歳児まで入園資格を拡充すべきとお考えですが、本村の幼稚園においては、毎年、年度初めに入園時期において、満3歳である幼児を入園の対象とさせていただい

てきたところでございます。

学校教育法においては、その入園対象を満3歳からとしており、また、本村の村立幼稚園管理規則においては、3歳からと規定しているところでございます。

年度初めの入園時期に満3歳とさせていただいているのは、満3歳到達時点での、不特定時期の入園の場合には、その時期ごとに成長段階の違う子どもさんが入園することで、その状態に応じた対応、教育を行う必要が生じます。

入園時期によっては、同じ3歳でも4月入園の園児との間に、教育の進捗に差が生じることで、別な扱いをする必要性が出てくるところでございます。また、現状の修了年限の3年の他に数か月、最大11か月多い月数を通園していただくことになるものであります。また、途中入園の園児の数によっては、同一学級もしくは別学級の設置も必要となり、別学級の場合は、それに対応する職員の配置も必要となるものであります。

今、申し上げましたように、満3歳到達時点での入園には、その対応について慎重な検討を要する点が存在しているところでございますが、幼稚園の役割として、幼稚園教育という視点と、子育て支援という視点の両面性があり、子育て支援の視点からも、満3歳時点での入園の方向性について検討をしていく必要があることと考えております。

ただ、現在の時点で早急に検討し、新年度から即、実施という点については、難しい点も多いことから、結論として、冒頭申し上げさせていただきました、認定こども園の検討と併せて検討させていただきたいと思っております。

平成19年に制定されました、認定こども園の制度もいくつかのパターンがあり、その実際の運用については、見えない部分もあるなど、慎重な検討が必要と考えてきたところですが、管内においても認定こども園が誕生しているとともに、政府において設置、検討を進めております、認定こども園制度のあり方に関する検討会が論点案を整理し、二重行政の解消や教育、保育の質の向上策を盛り込む方向での提言が、比較的近い時期に出される模様であり、その状況も見極めながら、認定こども園の設置、満3歳到達時点の入園の方向についても設置をするか、実施するか否かも含めて、更別村にとってどの様な形態が良いか、0歳児から就学前の全ての子ども達を対象にして、その方向性を具現化できるように検討したいと考えておりますので、今後とも、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

2番 高橋さん

ただ今、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

認定こども園について、これから考えるということでございますが、私も認定こども園については、今回、若干触れると思って勉強

議長
2番高橋議員

はさせていただきますけれども、認定こども園については今後、検討するということがございますが、今回は触れないでおきたいと思います。

また、先程、3歳から入園ということで、満3歳から先生の経費がかかるということだったのですが、最初の質問でも述べたように、上更別幼稚園については人数が少ないことからそのまま可能であるかという意見を申し上げました。また、更別幼稚園については、教室が1つ空いているということで、先生の確保はお金もかかりますけれども、その辺の検討はどうかと思う次第でございますけれども、その辺のお考えをもう1度お願いしたいと思います。

教育長

その件につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。

上更別幼稚園での対応、それから更別幼稚園での対応等についての再度のご質問ということでございますが、現実的には、まず上更別幼稚園につきましては、今年度の教育行政執行方針の中でも申し上げさせていただきました。今年度につきましては、16名、来年度が20名の予測という中で、学級数を増加させまして2学級を3学級にするということの中でございます。両幼稚園での満3才到達時点での入園について言えることですが、具体的に人件費と言いますか、人数が多い場合には臨時職員なり、その対応によっては予算措置が必要になってくることも当然でございます。上更別幼稚園については仮に人数が多い場合に別室での対応が難しいという部分がありますので、逆に人数の少ない年齢時のところで満3歳到達児を受け入れる方法であるとか、色々なことが考えられます。今年度、検討させていただきたいと申し上げましたのは、そういった色々なことを想定した中で対応の具体的にどのような方法で可能かという、そういった方向での検討をさせていただきたいということでありますことと、実際に満3歳到達時点をご希望される方がどの程度おられるのかも重要な参考になると思いますので、新年度に入りました中で対象となるお子様をお持ちの保護者の方に可能であれば、ご協力をいただいてアンケートを取りまして、3歳到達時点で、どのような希望をされるかどうか、希望をされる場合は到達時の翌月1日が良いのか、何か月かおいた方が良いのかとか、おむつの関係とか、そういったことも含めていくつかの点を保護者の方のご意向も確認しながら具体的な実施の方向を検討していきたいということで、少なくともそういったことを考えますと、新年度即実施という部分については若干難しいのかなということと、認定こども園のありかた等について非常に見直しが進んでいることもございまして、認定こども園と同時の場合には、認定こども園は0歳から就学前までほとんど保育部門、幼稚園部門という中で対応するものですから、そこで仮に一緒に施設のなる場合にそういった重複した機能を持たせることがどうかという部分が出てきます。それと同様に食事の提供で

議長
2 番高橋議員

ありますとか、午睡の提供とか、そういったことも色々な方面から検討せざるを得ない部分がありますので、来年度はアンケート等、施設の様子等も含めまして検討させていただいて、可能な限り早くに方向性を出させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

2 番 高橋さん

21 年度は、すぐ無理ということでございますけれども、今年度は検討、またアンケートで希望者の取りまとめをするということでございますので、本当に、ある程度の父兄からは、もし出来たらという声も聞きますので、その辺、よろしくお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

次に 2 点目の自給飼料増産推進事業の拡大について質問をさせていただきます。

平成 20 年度において酪農家は、飼料資材高騰により、厳しい年であったことはご存知であるかと思えます。

平成 21 年度、飼料価格は若干下がりましたが今後も高騰する方向に進むと考える次第でございます。そんな中、自給飼料の必要性を感じる次第であります。

去年の各事業の実績につきまして、村内草地面積については、2,162ha、デントコーンについては 469ha、合計で 2,631ha であり、自力草地更新支援対策助成事業の面積については 163.2ha ということでございました。また、デントコーン作付拡大奨励事業は 52.1ha と全面積の 1 割にも満たないのが現状であります。国でも政府は 2009 年度の酪農家、畜産農家の政策として牧草地については栄養価の高いマメ科牧草に限るのでございますけれども、転換については現行より 5 万円多い、10 万円。またデントコーン導入についても 4 万円多い 10 万円、これはヘクタールでございますけれども、打ち出しております。本年も酪農においては厳しい状況が続くことから、村としても現状の自力草地更新支援対策助成事業につきましては、現行より 1,000 円を 2,000 円、またデントコーン作付拡大奨励事業についても 2,000 円を 4,000 円に拡大していただきたいと思います。村長の考えをお伺いいたします。

議長
村長

村 長

高橋議員の自給飼料増産推進事業の拡大について、お答えを申し上げます。

昨年からの飼料や諸資材の高騰につきましては、最近、わずかに落ち着いてきたような状況にあるところでございますけれども、配合飼料価格の高止まり傾向、更に、景気の悪化による消費の低迷など、これらが畜産、酪農経営を大きく圧迫していることにつきましては、私も非常に危惧をしているところでございます。

乳価等の見直しが図られているところでございますけれども、これらに対処するため、自給飼料の必要性については、議員同様に私

も強く感じているところでございます。

また、昨年策定いたしました、第 4 期更別村農業振興計画におきましても、生産性の高い酪農経営の育成において、良質な粗飼料の生産確保、良質かつ低コストの自給飼料の確保の必要性を掲げているところでございます。

これら計画等に基づきまして、平成 20 年度から、自力草地更新事業の第 2 期対策として、第 1 期は平成 16 年度から平成 19 年度までの 3 か年でございましたけれども、第 2 期対策につきましては、これら自力草地更新と合わせて、デントコーン作付け拡大奨励事業を村と農協が連携をいたしまして、実施しているところでありまして、事業の実施にあたりましては、農協が窓口、事業主体となっているところでございます。

平成 19 年度までの自力草地更新事業の事業対象につきましては、草地協会等で実施する公費助成が入っている事業については、村の対象外としていたわけでありますけれども、第 2 期の平成 20 年度からは、これも補助の対象とすることに拡大をして、更に上限面積 10ha としていたものを、この制限も撤廃したというところでございます。

平成 20 年度の実績につきましては、自力草地更新事業は 163.2ha、デントコーン作付け拡大奨励事業につきましては 52.1ha となっておりまして、これらの助成額は 2,674 千円となっているところでございます。同額、農協も負担しているということでもあります。

これまで実施いたしました、自力草地更新事業の状況につきましては、第 1 期で申し上げますと、平成 16 年度は 67.9ha、平成 17 年度は 78.2ha、平成 18 年度は 55.6ha、平成 19 年度は 36.1ha というところでございまして、特に平成 20 年度は大きく伸びたところでございます。

これは、平成 20 年度から、他の公費助成を受けて実施した事業も対象にしたことも関係すると考えられるところでございます。

それぞれの事業の実施につきましては、農家の方の営農計画の中で対応されたものと考えておりますけれども、21 年度におきましても 20 年度同様に、他の公費補助を受けたものにつきましても助成対象としていくことといたしておりますので、他の有利な補助事業を活用しながら実施をしていただきたいと考えているところでございます。

なお、補助率の見直しにつきましては、農協と連携して実施しておりますことから、実態をお聞きしながら検討してまいりたいと思っていますところでもあります。

また、自給飼料の確保の方法につきましては、村営牧場の活用も経営計画に織り込んでいただきますように、農家並びに関係機関に合わせてお願い申し上げたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

2 番 高橋さん

議

長

2 番高橋議員

ただ今、詳しく村長からご説明がございました。

補助については、農協と今後、協議するというご意見でございました。また村牧については、私も村長と同じ意見でございまして、入牧が少ない中で、牧草地が余っている中ではその方向性を探るといのは良いのではないかと思う次第でございます。

しかし、自給飼料については、酪農家も厳しい中で、更新したい気持ちはあるのですけれども、出費がかさむということで、なかなか厳しくて、更新したいのだけれどもなかなか出来ないというのが現状であることから、是非農協と協議した中で補助率の拡充をお願いしたいところでございます。その辺、いかがでしょうか。

議
村

長
長

村 長

補助率のアップにつきましては、農協からは一切ないのです。

ですから、今の酪農情勢の実態を農協と調査をさせていただいて、私どもが持っております農推会議の企画会議の中でもう 1 回検討させていただいて、その実態に合うような補助制度としてまいりたいと思っております。ただ緊急的に行われるものは別として将来的にどういう方法が良いのか決めていかなければならないと思っておりますので、その辺も含めて十分に会議の中で検討を加えてまいりたいと思っております。ただ、新年度につきましては、もう走っておりますので、農協の方も現計画で進んでおりますので、これにつきましては、今年、農協と検討を加えてまいりたいと思っております。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

農協からは、そういうお話ではないという説明でございましたけれども、これから農協の懇談会等もございますので、私もその中で色々な意見を述べさせていただいて、是非拡大に向けて検討していたたたきたいと思います。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は 3 項目について質問をさせていただきます。

まず 1 項目目です。

安心して産み育てられる施策をとということで、妊婦への健診助成及び超音波検査の助成に対しての質問をさせていただきます。

近年、結婚年齢や出産年齢の上昇により、妊娠中の健康管理が重要となる妊婦が増加しています。経済的な理由ですとか、様々な理由で健診を受診しないままに、突然の破水、トラブル発生の時の救急搬送と病院の受け入れ拒否による不幸な出来事も増え、社会問題にまでなっております。母子共に健康管理を図り、健全な出産のために妊婦健康の重要性と必要性が一層高まっています。

妊婦一般健康診査費用の助成について、まず管内市町村のホームページで調べてみました。

そうしますと、更別村のホームページが非常にわかりやすい。そして、助成金額、検査内容等、懇切丁寧な内容説明がされておりまして感心いたしました。

また、2月より他の自治体に先駆けて、14回分の健診費用の助成をスタートされたことには、大変評価に値することと思います。ご英断に感謝申し上げます。

しかし、この事業拡充の21年度からの財源は、20年度二次補正予算による妊婦健診臨時特例交付金によるものでありまして、22年度末までの支出である時限立法であります。23年度以降のこの支援の継続については、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

2点目です。

村の将来戦略という観点からは、手厚い子育て支援は、子育て世代の定住を促進するものであって、将来の税収を守り、全ての世代に寄与する施策だと確信しています。

それから、14回という健診回数は、必要な回数であるとうたわれてはいますけれども、これはあくまで国が定めた標準的な基準でありまして、母体も胎児も何事もなく平穏な妊娠生活を経て、出産に至るケースのみに当てはまる回数なのです。健康な赤ちゃんの誕生と母体の安全というのは、決して当たり前のことではなく、まさに奇跡的なことだと思います。

妊娠、出産は昔から病気ではないと言われていますが、女性にとっては命がけの仕事です。

ですから、国の定めた標準的な14回という回数にとらわれることなく、命を授かったその時から医療無料化という、すべからくその健康と成長を支えていただきたいと思います。

また、現在、道内の産婦人科医のみ助成というものではなくて、助産院や道外への里帰り出産についても、等しく助成をするべきだと思います。

それから超音波検査についてです。

現在は、1回のみ助成している超音波検査は、毎回の検診に実情としては欠かせないものになっております。胎児の成長は非常に早く、ものすごいスピードで誕生に向かって成長していますから、その発達や障害の有無等、トラブルがあったら、それをいち早く超音波検査で発見することができます。今の医学では、お腹の中にいる胎児に直接手術を施すことも出来ますし、また万一、障害を抱えて誕生することが少しでも早くわかれば、母親の心の準備ですとか、家族の中での赤ちゃんの受け入れ体制の準備が出来る時間が得られます。

超音波検査に対する助成を6回に増やそうという道と国の方向がありますけれども、十勝管内の市町村も、それに応じて6回に増やす自治体も多いと聞いています。中には来年度から11回に増やそうという自治体もあると聞いています。

更別の妊婦さんは、大多数が帯広、または芽室町の 5 つの産婦人科のある病院で、受診、出産をしていらっしゃる。そのことについて、少し病院へ問い合わせ調べてみました。検診料は病院によって差があります。3,500 円から 6,000 円、これは基本的な検査内容によるのですけれども、また超音波検査にいたっては無料です。サービスで毎回していますという病院が多いのです。そして、その病院によるのですけれども、0 円から 3,000 円までという差があるのです。医師会との協定では、超音波は 1 回につき 5,300 円ということになっています。更別村も 1 回の超音波検査の受診票というものを妊娠されて母子手帳を交付された時にお渡ししているはずですが、0 円という病院もあるのです。しかし、この病院からの村への請求はきっちり 5,300 円されています。これでは、せっかくの助成が無駄ではないでしょうか。それでしたら、中学 3 年生までの医療費全額助成と同じように、本当にかかった費用を全額助成していただきたい。助成方法も、今は 5 回分が受診券、そして残りの 9 回分が基本的に原則として産後の一括償還払いという方法に分かれております。こういう助成方法もバラバラな方法ではなくて、15 才までの医療費と同じように、領収書を随時、窓口に提出し、申請、そして順次振り込まれる形に一本化してわかりやすい、そして利用しやすいシステムにしていきたいと思います。

妊婦の皆さん、そしてご家族が安心して子供を産んで育てることが出来るように、無駄なく全額支援を実現していただきたいと思います。

妊婦に関わる費用の全額支援ということを検討していただきたく、村長の所見をお伺いいたします。

村 長

菊地議員の安心して産み育てられる施策を、ということでご質問にお答えを申し上げます。

新しい生命は母体内に始まり、乳児、幼児、学童、青少年へと成長してまいるわけであります。生命の誕生とその成長は、菊地議員のおっしゃられるとおり、奇跡的なものであります。

母性は、全ての子ども児童が健やかに生まれ、かつ育てられるための基盤として、その尊重、保護が必要であります。

母子保健の推進につきましては、このような母性の特徴に着目した指導や相談がなされるよう留意しつつ、母子の心身の健康を共に保持、増進させることを基本として、保健師、管理栄養士による保健事業を実施しているところでございます。

具体的には、母子健康手帳交付時ならびに妊娠後期に使用する妊婦一般健康診査受診票交付の際に健康状態の確認や保健相談を行うほか、母親学級、両親学級の開催、また初産の方や転入された方へは家庭訪問を行い、安心して出産が迎えられよう支援をするとともに、出産後 1 か月前後を目処に出生児訪問を行い、出産後の母体

の健康状況等の把握を行っているところであります。

まちづくりの根幹をなすものは、言うまでもなく人でありまして、第 5 期総合計画に掲げております、いつまでも住み続けたいまちづくりを村民の皆様実感していただけますよう、安心して産み育てられる施策につきましては、保健福祉分野のみならず、全課をあげて検討を進めてまいりたいと考えております。

このような考えのもと、安全な妊娠、出産を確保するため、14 回分の妊婦健診費用助成制度を創設したところでございます。この対策につきましては、国の少子化対策である妊婦健康診査臨時特例交付金制度の終期に関わらず、これは 1 回始まりましたので、村としてはこれはやめることが出来なく、恒久的にこれは実施していくという考えであります。

妊婦一般健康診査の基準回数、検査項目、健診単価等につきましては、北海道知事を代理人とする道内市町村と北海道医師会等との間で協定を締結し、北海道の定める健康診査実施要綱及び医療機関等に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要領に基づき、実施しているところでございます。協定に参加している医療機関等において、妊婦一般健康診査を受診する場合は、受診票を提示することで、当該検査費用の窓口負担が無料になっているところであります。なお、協定は日本助産師会北海道支部とも締結されていることから、道内の助産所でも同様の取扱いが可能となっているところであります。

また、受診券によらない妊婦一般健康診査費用、領収書をご持参いただき、後程、村から指定の口座に振り込ませていただく制度を償還払いと言っておりますけれども、既に本村では制度を開始しておりまして、助成対象となりますので、道外の医療機関等で里帰り出産をされる場合の妊婦健診費用につきましても適用していくということでもあります。

今後、国において 14 回分の妊婦一般健康診査の公費負担制度が創設されたことを受けて、北海道におきましても、健康診査実施要綱等の改正が行われたところでございますけれども、改正要綱におきましては、超音波検査の基準回数は、国で示している 4 回を上回る 6 回とされて、また、超音波検査の基準単価は、診療報酬点数に準拠いたしまして、5,300 円に設定されております。基準単価につきましては、菊地議員のご指摘のとおり、管内の医療機関の設定価格を上回るものとなっているところであります。

妊婦健診は自由診療、保険適用外となっていることから、協定に該当しない健診の料金は、償還払い方式で実費を助成しているところでございますけれども、同要綱の改正により、ほぼ全ての健診が協定に含まれたこととなりますので、このため、従来と同じ検査項目であっても、協定単価が適用されることにより、健診価格が増額となる事例が生ずる状況となっているところであります。

議長
3 番菊地議員

現在、利用の多い管内医療機関を中心に、健診内容等の実態調査を行っておりまして、調査結果がまとまり次第、独自の対応も視野に入れながら、新年度当初から望まれる、またご質問に応えられるような公費負担となるよう検討してまいりたいと思っております。

また、一般健康診査以外の検査につきましては、妊婦個々の状態に応じて医師の判断で実施されておりまして、保険適用となるもの、ならないものがあるなど、多種多様でございますけれども、これらにつきましても合わせて検討してまいりたいと思っております。

重ねて申し上げますけれども、子育て支援は極めて重要な行政分野でございます。保健福祉の分野にとどまらず、行政一丸となって施策展開に向け、検討を深めていく所存でございますので、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

3 番 菊地さん

非常に前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

今、非常に経済の情勢が悪いですし、雇用の状況も悪いです。若いご夫婦がいて、雇用も不安定、収入も不安定、その中で子供を産もうという時に、その費用はどのなのだろう。医療費はどのなのだろうと思った時に、お子さんを産むことを躊躇してもらうようなことになっては、本当に困ると思います。

今、お伺いしましたようなご答弁をいただいて、更別村は更に子育てのしやすい福祉の手厚い村になれることと思います。

14 回の健診内容についてですけれども、母体、お腹の赤ちゃんに何かトラブルがあった時に、きちんと病名がついた場合は、医療費として措置されますから、本人の負担は軽くなるのです。それは本当に助かるのですけれども、問題なのは疑いがある、恐れがあるで、病名がつかない場合です。

私事ですけれども、私も 3 人の子供を産んでおりまして、3 人目の子供を身籠った時に、妊娠後期になりましてから超音波検査の結果、赤ちゃんのお腹の中に何かがあると、かなり大きいという経験をしております。そうしますと、14 回の健診の中ではおさまらないのです。頻繁に健診に行かなければならない。その度に超音波を撮って、赤ちゃんが活着しているかどうか、他に障害がないのかどうか、その中のものは大きくなっていないか、そういうものを検査しに行くわけです。そうすると自己負担もどんどん増えてきますし、妊婦も安心が欲しいので、たくさん行くようになる。また、産まれるまでは健康な赤ちゃんが産まれると言われていて、産まれ落ちた時に重大な障害があるとわかる例もございます。ですので、そのようなことでも安心して産める村であって欲しいと思います。

どうぞ前向きなご検討をお願いします。

2 項目目の質問に移らせていただきます。

2 項目目は、新公会計導入に向けての進捗状況についてお伺いいた

します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率が昨年秋、平成 19 年度の決算に基づき公表されました。続いて平成 19 年 10 月 17 日付けで総務省自治財務局長から公会計制度の整備推進について通知があり、既に対応していることと思います。

資産評価や財務諸表 4 表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成と公表の期限に向けてのスケジュールを整え、23 年度決算時に備えていただきたいと思います。

3 点お伺いいたします。

1 点目です。企業会計の手法を導入した新会計制度では、財務諸表 4 表の作成に必要な情報を公表することにもなりました。職員の個々の理解度が大変重要かつ問題かと思われま。現状はいかがでしょうか。資産評価等、準備作業の進捗状況についてお伺いいたします。

2 点目です。国は基準モデルと総務省方式改訂モデル、2 つの会計システムを提示しています。どちらの形を選択したとしても、大きな行政改革になります。村の将来、財政、職員の状況を考えた上で、総務省が定める期日に対して、実現性の高いものを選んでいただきたいと思います。村として、どちらの方式を選択されるのか、お考えをお聞かせ下さい。

3 点目です。固定資産台帳の作成、資産評価、貸借対照表など、どのように仕分けをしていくのか。それぞれの担当職員がきちんと理解出来ていることが全ての前提条件になります。一定のレベル以上の理解、つまり住民に分かりやすく説明出来る程の理解を得るためには、職員の教育、研修も絶対に必要かと思。厳しい財政の中ではありますけれども、全庁的職員の教育、研修の必要性と具体的な方法についてお伺いいたします。

村 長

新公会計導入に向けての進捗状況について、お答えを申し上げます。

1 つ目のご質問でございますけれども、現在の事務取り組み状況につきましては、財務関係を総括的に担当している総務課職員レベルで数回の会議、研修会を行っているところでございます。

続いては、財務諸表 4 表の作成を段階的に準備を進めるため、現在、導入されている財務会計システムに連動し、必要なデータベース化システム作りが必要となっているところであります。

更別村が加入している、北海道町村会情報センターが中心となり、今後、具体的スケジュールを作り、進めると共に各町村での事前準備を含めて行うことといたしているところであります。

現在は準備段階ということで進めているところであります。

2 点目でございますけれども、国が示す 2 通りの方式がございますが、1 つは、地方公共団体財務書類作成に係る基準モデルであります。これは、開始貸借対照表を固定資産台帳に基づき作成し、現金

取引情報に止まらず、ストック、フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により、発生の都度、または期末に一括した複式記帳して作成することを前提としたモデルでございます。

もう 1 つは、地方公共団体財務書類作成に係る総務省方式改訂モデルであります。各団体のこれまでの取り組みや、作成事務の負荷を考慮いたしまして、公有財産の状況や発生主義による取引情報を固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めるというものであります。その結果、開始貸借対照表の整備が比較的安易でございます。

また、公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能となるなどの特徴があるわけでありますけれども、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もあるわけであります。そういうことでございますが、総務省が定める記述に対して実現性の高いものを選ぶという観点から、更別村では、総務省方式改訂モデルの方式を考えておりまして、また、既存の財務会計システムとの連携もありますことから、北海道町村会情報センターに働きかけ、取り組んでいきたいと思っております。モデルにつきましては、総務省方式改訂モデルを選択していくということであります。

3 点目の財務諸表の作成については、国が示す基準に基づき行うことといたしております。町村独自の仕分けをすることも出来るわけでありますけれども、そういたしますと、類似団体や近隣団体との比較が出来なくなるわけでありますので、国が示す基準に基づき行ってまいりたい、そして担当職員の理解についても、先に答弁いたしてはございますが、財務諸表 4 表についての説明会等を受けて行ってございまして、一部は既に取り組んでいるところでございます。

現実的な取り組みを始めるにあたっては、既存の財務会計システムや予算査定方法、財務規則の改正、それらの諸準備がございますので、全庁的職員研修等の公会計導入の基本的な目的を熟知して進めることといたしているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

3 番 菊地さん

準備段階ではあるけれども、既に着手していらっしゃるというお答えをいただきまして安心いたしました。

町村によっては、まだ何も手をつけていないというところもあると聞いております。

今は総務課職員の方のレベルでの研修ということですが、なるべく早くそして回数も多く全庁的な職員の方の研修をしていただきたいと思います。

あと、総務省方式を選択されるお考えであるということですが、とりあえず今、着手するにあたって事務的な負担もこちらの

議長
3 番菊地議員

議 長
村 長

方が軽い、経費もこちらの方が着手しやすいという利点があると思います。ただ、長期的な視野に立ちますと、近隣の町村ですとか、管内の市町村の兼ね合いと言いますか、将来的に合併があるですとか、十勝1市といった可能性も視野に入れて是非お考えいただきたいと思います。

現在のところ、管内の市町村の選択を見ますとバラバラなのです。ですので、是非そこら辺のことをきちんと連絡を取り合いながら慎重に選択していただきたいと思います。

そういう会議と言いますか、話し合いというものは持たれるのですか。

村 長

これは22年度決算について、23年度に公表していかなければなりませんので、そのスケジュールで私どもはやっていかなければならないという義務がありますので、これはやっていきます。ただ標準モデルをいきなり取り入れますとソフトの開発関係、また諸準備のために50,000千円程の費用がかかりますので、実現可能なものとして総務省の標準モデルを導入することによってコストも安く、実現可能なものにしていけるものだと思ってございます。

将来的には、これを推進しながら標準モデルに持っていかなければならないわけでありましてけれども、その際にまた少しお金がかかってきますけれども、とりあえず手を付けるには、総務省方式の改訂モデルが良いのではないかと結論になっております。

ただ、皆さんと一緒にソフトの開発などをやらなければならないのですけれども、うちの方は焦っているのですけれども、他が動かないということもあるものですから、その辺は苦慮しているのですけれども、これはどうしてもやっていかなければならないので、職員研修も含めて対応してまいりたいと思っております。

議 長
3番菊地議員

3番 菊地さん

3項目目の質問に移らせていただきます。

更別版グリーンニューディール政策への取り組みをということで、2点伺いたいします。

今、国のエネルギーに対する舵が大きく切られようとしております。

2月10日、環境省低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方針検討会は、太陽光発電の導入量を飛躍的に増やすには、発電した電力を電力会社が一定価格で買い取る、FIT、固定価格買い取り制度が必要であるという報告書をまとめました。他の支援策と合わせまして、2020年に現在の25倍、2030年には55倍の導入が可能で、2020年には60万人の雇用を生み出すという報告が出ております。

村政執行方針の中にもございますように、村では新エネルギー活用のひとつとして、更別小学校のエコスクール化と一般住宅を対象といたしました、住宅用太陽光発電システムの導入補助を進める予

定と伺っております。また新エネルギービジョンの策定にあたりまして、防災拠点整備の一環としての消防庁舎や役場庁舎、避難場所に出来る学校や体育館、更に公共施設全般の太陽光発電装置の設置が望まれます。長期的な視野に立ち、温暖化対策、経費節減、更に収入源の可能性を秘めました太陽光発電の導入を念頭に是非入らせていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

2点目です。数多くの温暖化防止対策の中でも、省エネルギーによって化石燃料の消費を抑えることが最も重要とされています。いずれは掘り尽くしてしまう化石燃料に頼るだけではなく、視点を変え、今降り注いでいるクリーンな、そして何よりも原材料費、運搬費 0 円の太陽エネルギーを利用して行くことが極めて重要なことになっていると思います。太陽光発電に使われる結晶シリコン型発電装置は半導体なので熱に弱く、熱い夏には発電効果のパフォーマンスが下がってしまうのが弱点です。逆に気温の低い冬が長く続く方が発電効率が良く、更にきれいな空気の中では発電効率が上がります。今、世界で 1 番、太陽光発電が多く利用されているのは、ドイツなのですけれども、ドイツなどは北海道の気候ととても似ているのです。冬が長く、気温が低く、寒い。ですので、冬の方が効率よく発電量が上がるそうなのです。そして、太陽光発電で重要なのは、日照時間ではなくて、日射量だということです。空気のきれいな札幌ですと、同じ日照時間でも東京よりも多くの日射量を得られるそうなのです。このデータは意外と知られていないのですけれども、札幌よりも十勝、そして更別は更に晴れの日が多い、そして空気もきれいということですから、それは想像出来るころだと思います。公共施設のエネルギーの自賄は、もちろん村有地を村の発電所として利用して、FIT 導入の折には、村の収入源及び産業として、真にエネルギーも自立出来る。経済的にも自立出来る村になれるのではないのでしょうか。長期的な村のビジョンとしてのお考えをお聞かせ下さい。

これを提出した時は FIT の導入ということが、まだはっきりとしていなかったのですけれども、実は 3 月 17 日に太陽光発電の FIT 制度を導入することに決まったのです。昨日、新聞発表されました。FIT 制度導入が決定したという報道と地方公共団体の導入促進の支援策も導入しています。ですので、これは導入されることが来年度から決まったということです。是非前向きに考えていただきたいと思います。

3点目です。更なる温暖化防止のためには、やはり公共施設だけでなく、また一般家庭だけではなく、事業所でも発電が行われ、自賄いし、また売電することによって収入源を得る社会になることが非常に大切だと思います。太陽光発電の普及を村がリードして、更別から十勝へそして更に全国に広がるような施策を打ち出していきたいと思います。

国がいくら旗を振っても、結局のところ、それをコントロールするのは末端にいる私達個人の行動だと思います。太陽光発電装置普及に向けた村内事業所への助成制度への取り組みについてお伺いいたします。

村 長

更別版グリーンニューディール政策への取り組みに関するご質問にお答えを申し上げます。

本件に関しましては、昨年第 4 回定例会にて同僚議員からのご質問をいただいて、お答えをしております。

日本のエネルギーの状況、地球温暖化の防止の取り組み、更には本村のこれまでの取り組み等につきまして、前回述べてお答え申し上げておりますので、省略をさせていただきたいと思いますが、地球温暖化は様々な環境問題を引き起こすものでございまして、これまでの公共施設等の取り組みから、全村的な取り組みに拡大するなど、次の世代に環境保全型の地域社会を引継いでいくことが必要であると思っております。

このため、平成 21 年度に新エネルギー関連事業といたしまして、更別小学校でのエコスクール事業や住宅用太陽光発電システム導入補助事業に取り組むこととした次第であります。地域ぐるみでの取り組みを更に進めるために、地域新エネルギービジョンの策定を計画しているところでございます。

このビジョンの策定にあたりまして、新エネルギー産業技術総合開発機構、通称、N E D O と言っておりますが、この支援を受けるべく、3 月 25 日からの応募開始に向けて、実施計画書の作成を現在、進めているところでございます。

事業採択の見込みとなりました折には、予算化をし、直ちに策定作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

この考えにつきましては、昨日の課長会議でも全課、一致した考えで取り組んでいくということを確認したところでございます。

ビジョンの内容につきましては、エネルギーの使用状況、新エネルギーの賦存量等を基に、新エネルギー導入の基本方針、そして全村的な取り組みを進めるための重点プロジェクトと、その実行プログラムなどを想定しているところでございます。

グリーンニューディール政策につきましては、日本の再生、地域振興上からも必要な施策と思っております。

ご質問の 1 点目の村の新エネルギー導入への提案についてでございますけれども、現在、新エネルギーとして位置付けられているものでは、熱利用分野といたしましては、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、これらがあるわけですが、発電分野では、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電、そして、需用サイドのエネルギーといたしましては、クリーンエネルギー、天然ガスコージェネレーション、

燃料電池、これらがあげられているところであります。

このうち、普遍的に得られる自然エネルギーを活用する太陽光発電につきましては、日射量の多い北海道に適したエネルギーということでもあります。

特に、あるメーカーの実証試験におきまして、北海道の主要 8 市の中で、帯広市が 1 日当たりの日射量が 4.2 k w / m^2 、札幌市が 3.93 k w / m^2 でございますので、道内の中でも 1 番適している地域というデータが出されているわけであります。

また、全国日射関連データマップにおきましても、本村は帯広市と遜色のない日射量の数値も示されてございまして、太陽光発電の可能性を大きく秘めた地域でありますことから、ビジョンにおいても核となる新エネルギーと考えているところでございます。

こうした背景をもとに、先に申し上げました、新エネルギー関連事業を進めているところでありまして、温暖化対策、経費節減等の観点から、公共施設への太陽光発電装置の設置拡大をビジョンの策定作業と並行して検討してまいりたいと思っているところであります。

2 点目の太陽光発電でエコビレッジへの取り組みをしたらどうかというご質問でございますが、1 点目でもご説明申し上げましたけれども、太陽光発電につきましては、本村にとって有効な新エネルギーと考えられるところでございます。

道内においても、その有効性をもとに 70 億円の巨費を投じて、5 メガワットの発電による実証研究プロジェクトが進められているところであります。

この実証研究は、太陽任せの発電という不安定要素の中で、電線に不安定な太陽光の電気を大量に送り込んだ場合の影響や、太陽光パネルが雪に埋もれて発電能力が低下した場合の影響などの課題の検証と対応技術の研究、開発を目的としております。

大規模太陽光発電システムには、経費面の他に様々な課題も内在しておりまして、直ちに発電所の整備とはいかない状況にはあります。

しかしながら、議員からご提案のありました、更別版グリーンニューディール政策につきましては、最も可能性を秘めた新エネルギーのひとつでございまして、今後の自立したまちづくりに向けて、試験、研究の場の提供や、発電所の誘致など、様々な角度から、その可能性を深く調査、研究してまいりたいと思っているところであります。

3 点目の、事業所への助成拡充への取り組みについてでございますが、平成 21 年度より住宅用太陽光発電システム導入補助事業を進めてまいるものでありますが、この補助事業につきましては、国で進めている 10 k w 未満の発電システムに対して、 1 k w 当たり 7 万円を補助する制度に上乗せ助成をするものでございまして、国と同様に 1

議長
3 番菊地議員

k w 当たり 7 万円とし、限度額を 20 万円に設定しているところでございます。

効果的な温暖化防止のためには、議員のご質問のとおり、広くこの取り組みを進めることが重要かつ効果的なものと認識をしているところであり、この取り組みを全村的なものとするためには、地域新エネルギービジョンにより、有効な新エネルギーを調査、研究し、ビジョンをもとに取り組みを広げることが肝要と考えているところであります。

特に、温室効果ガスの排出量の多い事業所等への対応と、その取り組みの推進が温暖化防止に極めて重要なことから、ビジョンの策定作業と並行して事業所等への助成制度導入の検討を進めてまいりたいと思っているところであります。

2 月 24 日に、二階経済産業大臣が家庭用太陽光発電の買電価格を現在の 2 倍に引き上げるという新制度の導入の発表がございましたので、国のそのような方向に向かっているから、私どもの取り組みと連動していくことを期待しているわけであります。いずれにいたしましても、国家として、今、世界的に経済、環境、エネルギー危機への対応が求められているところでございまして、小規模町村において出来ることは限られているところでございますけれども、財政の許す範囲内において、地域ぐるみによる取り組みを進め、住民一人ひとりが限りある資源を大切にし、健康で安心して暮らすことができる地域づくりと基幹産業である農業のクリーンなイメージと安全、安心へのアピールの一環として、議員提案の更別版グリーンニューディール政策といった有効かつ効果的なまちづくりに向けて取り組みを進めてまいる所存でございます。

以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

3 番 菊地さん

前向きに検討していただけるというご答弁ありがとうございます。

先日の議会におきまして、この太陽光発電の助成に対して手を上げた方は、とお伺いしましたところ、残念ながら 0 件という説明を受けました。

これは、やはり村の中での啓蒙と言いますか、意識を高く持つということが非常に大事だと思われれます。これは、二酸化炭素削減、地球温暖化、そして太陽光発電のことも含めて広く理解を高めていただくために、環境家計簿というのがあるのですけれども、それを各家庭に配るとのことまではいかなくても、例えば学校の社会科の時間ですとか、理科の時間に、それを子供達に配って子供達の中で自分の家ではどれだけエネルギーを使っているのだろうか、どれだけ二酸化炭素を出しているのだろうかというようなことを子供達の中に染み込ませて、そしてその子供達の意識の高さが親に、そしておじいちゃん、おばあちゃん達に広がっていくというようなこと

議
村

長
長

も期待できるかと思しますので、そのようなことを考えていただいても良いかなと思います。

この新しいこの制度が導入されるということがまだ発表されたばかりですので、これからどんどん変化があると思います。そして良い方法がどんどん出てくると思いますので、どうぞアンテナを常に張って何か良い支援制度が出ましたら、スピーディーに動いていただいて、有効にそれを活用してエコビレッジ更別に向かって邁進していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

村 長

まだまだ太陽光発電のことにつきましては、一般には広くその効果が知られていないわけでありますけれども、やはり、これからの時代を担う子供達は化石燃料時代からの脱却ということになりますので、私はやっぱり小学生の時に、こういうクリーンエネルギー時代を迎えるにあたっての太陽光発電装置を是非設置をして教育の場に生かしていきたいと思って今回取り組むことにいたしました次第でございます。これが子供達みんなが必要だということになると、やはり親もおじいちゃんも、これが必要だということになりますので、まずはそのきっかけ作りをしたい、そして総合的な更別村のエネルギー対応には、先程も申し上げましたビジョンを策定し、地域の方々に理解していただくということが大事であるということから、今回取り組んでまいりたいと思っている次第であります。クリーンエネルギーについては、古くから言われておりましたけれども、昨今の状況を考えた時にまずは始まりかなと思っているところであります、これから私ども鋭意進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

余談ですけれども、日本が去年、バリで行われました、気候変動枠組み条約第 13 回締約国会議で、化石賞という賞で上位 3 位を総なめにしたのです。

化石賞というのは何かと言いますと、1 位の理由は、ポスト京都議定書の枠組みで自国の削減目標を明らかにしていない。2 位の理由は、京都議定書の精神を葬ろうとしている。3 位の理由は、途上国への技術移転に消極的なこと。こういう恥ずかしい状況に、国としてはなっているのですけれども、その中で更別村はそうではないと、化石賞を取るようなことは絶対にないように、前向きにどうぞご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長
議 長
議 長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際暫時休憩いたします。 (11 時 20 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 35 分)

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせ

ていただきます。

今回は1点、農商工の連携についてお伺いしたいと思います。
村長も村政執行方針で挨拶されましたように、私も村長と同じでちょうど3年目で折り返しの時期です。村長の執行方針、農業の部分を何回か読み返してみたのです。それで昨年度の一般質問でも、更別村の農業はどうなるのだろうという質問をしますと村長は個別完結では限界があるでしょう、一部法人化、一部共同作業が必要でしょうというのは、村長も私も一致しているところかなと思っております。それで今回の村長の農業の部門の村政執行方針の中で、農業が基幹産業であることは私も村長もここにおられる方皆が周知の事実であることは承知しています。それで、農業予算も大きな増額をしていただいたのですけれども、増額の大部分は、国営直轄明渠排水事業の負担分の一括繰上償還金であります。そして、今回、農業が成長産業に位置付けられ、各種事業に資金手当、補助等が国の方でも大分、計画されている中で、アグリチャレンジャー事業の縮小、廃止は残念かなと思っております。今こそ、チャレンジャー精神で各課関係機関が一体となって次世代の更別農業の将来像を立案すべき時かなと思っております。ただ、土作りの重要性を認識され、堆肥の助成を継続されたことは農業者としてはありがたく思っております。

さて、本題であります、農商工の連携に入る前に、現状の更別村の農業の問題点を更別村で仕事をされています識者にちょっと相談をしたことがあるのです。それで短い文章を書いていたので、若干読み上げていきます。

更別村の現状と問題点、これは私も参加しているのですけれども、地域内での規模拡大が進んでいる中、施設や機械の投資がかさみ、施肥や作業機の大型化や所有台数の増加につながっている。そのような状況の中、近年の農業情勢、資材、燃油価格の高騰を受け、この借入金の増大による経営の影響が心配されている。今後も規模拡大は進むと予想されるので、経営規模に応じた適正な施設、機械台数、農業情勢に対応出来るコスト意識や経営を把握出来る能力が必要、規模に応じた施設や機械、ただし作業効率を低下させない、体質の向上、農業機械の効率的な利用や作業効率を向上させるための農地の集積等が必要である。地域内での畑作物栽培農家、野菜栽培農家、酪農家、肉牛農家などの様々な経営体がある中、相互の交流が少なく感じられる。JA青年部を見ても酪農家は酪農家のグループ、畑は畑のグループというように分かれてしまっている。また生産される農産物や牛乳などは、ホクレンを中心としてそのまま出荷されている。地域の活性化や生産物に付加価値を付けることで、その向上が出来ると考えられている。しかも農産物と酪農のコラボなど、地域にある産業を組み合わせることは、地域発展に大きな影響を与えていると思います。

それと、更別酪農の現状と問題点、畑作経営にも同じことが言えるかもしれませんが、農業所得が高く、力がある経営である。また労働力も今のところ十分にあり、個別で全ての作業を行うことが出来る体制である。しかし、現在の農業情勢や今後の見通しを考えるとよりコスト意識、作業効率、生産効率を十分に考えた経営を展開する必要がある。作業の一部、外部の委託、コントラ、村営牧場、哺育預託、TMRセンターなどによって搾乳を特化する。

それで最後に結びなのですが、ただ個々のレベルは高いと感じているので、地域システムを検討していくことが必要だと感じています。非常に農家のレベルが高く、儲けているので難しいかもしれませんがと結んでいます。

それで、本題の農商工の連携なのですが、芽室町で期間限定でスイートコーン炒飯をセブンイレブンと提携をしましたら何日か前に1万食です。おそらく期間限定でやってもあれだけ売れると延長して行うのかなと思っています。だからマスコミもそうですけれども、別にスイートコーンは更別からも芽室の工場へたくさん出ていますけれども、あのようなヒット商品、JAのお母さん方が考えてメーカーが取り上げますと、マスコミが取り上げてくれますから、あれだけの勢いで売れるということに私自身もびっくりしたのですけれども、それで本題の農商工の連携についてなのですが、これについても若干調べたことがありますので読み上げてみます。

昨年の夏、農商工連携促進法が施行されてから、各地で事業認定が行われ、具体的な立ち上げが始まっている。北陸の農業法人経営者は、商工側からの連携相手を選ぶのにあたり、最も重視したのは、販路を持っているかであったという。単にやりましょうだけでは、連携事業に将来はなく、互いの販路を生かし、販売量が単独で売する場合の倍になれば本当の意味での農商工の連携にはならないとする。では、連携に基づく新たな企画商品の販売をどうやって消費者に認識させるのか、関東の連携ではブランドとしての発言力を付けようと新進のデザイナーに依頼し、新鮮なパッケージの提案を得た。四国で既に事業を軌道に乗せている経営の場合も同様に企業コンセプト、ピーアールコピー、更に容器についても外部に委託した。こうしたソフトウェアのノウハウとなると農がこれまで得意とした分野でないだけに費やすコストも非常に大きい。認定事業への補助対象にはコンサルティング、デザインも含まれているが、300万円や600万円などではとてもカバー仕切れない額に達する。それでも農の外からの知恵を借りてブランド力を高めたいと経営者達は考えている。ここが大事なのです。農商工連携は農の側から求めたのではなく、商工からの提案に始まるものだ。私もここは勉強不足で、勉強していてわかったことなのですが、その背景のひとつにあるのが商の苦戦、大型駐車場をもつ全国展開のスーパーマーケッ

トに対抗するには、小売店の集合店舗化だけでは限界がある。そこで地産地消、地域資源、人材の活用を旗印に巻き返そうとするのが、農商工の連携だ。農の担い手に対する期待は、地域農業だけではなく、地域経済の再生まで広がろうとしているということなのですから、それで更別村は個別完結で向かっていることも現実でありますし、儲かっているのが現実の姿です。ただ、今、非常に追い風が吹いていますことは、色々な事業を国が考えてくれていますし、もちろん農商工の連携についてもそうですし、ここがやはりチャンスとしてとらえて、どういうことをするのか。やはり3者で色々な知恵を出し合って、それで足りなければプロを頼んで参画していく必要があるのかなと思って今回、この問題を提起させていただきました。

食の安全と消費者への伝達と確保についても同じことが言えると思うのです。中国の餃子事件以来、消費者は食の安全、国内産の見直し、高くても安全な食品になっている現在、更別村は日本一の耕作面積、面積が広いということは10アールあたりの農薬の撒布量が非常に薄い、低農薬であるという理解を消費者に訴えるべき。また十勝中央部から比べてかなり芽室町、音更町よりは冷涼である。それは逆に病虫害の発生が非常に少ない。それは私も農業をやっていて現実としてわかっている。やはり更別村は減農薬ですよということを積極的に宣伝をして更別村の産物を消費者に送り込む体制を作り上げて欲しい。それと農畜産物の直売所の設置について、昨年も村長に相談をしまして、JA青年部が主体となって何回かは評判は良かったのですが、村長はこの本を読んだことがありますか。「葉っぱで2億円稼ぐおばあちゃんたち」、そして村長よりもおばあちゃんの方が年収が高いということで、その中に直売所のことがかいてあります。今、全国で12,000か所あるそうです。直売所も色々問題があって、8割は赤字だそうです。2割は儲けている。直売所の何が良いかというと品物が新鮮である。品物が安い。安心して買える。この3つに集約されている。1番大事なことは直売所は始めたら、きちんと責任をもって毎日店を出すというのが大変かなと思います。それで更別村のお年寄りは非常に元気で、いっぱい野菜を余るほど作るのです。そして配るのに非常に苦労している。それをお年寄りビジネスではないですが、元気をつけるために役場等で場所等を用意していただければ、お年寄りの人がたくさん参画できるのではないかと考えているのですけれども、その辺も含めて村長から答弁をいただきたいと思います。

議
村

長
長

村 長

松橋議員の更別村における農商工の連携についてのご質問であります。

今おっしゃられること、本当にそのとおりだと私は思っております。

その中でプロジェクトチームについて、これまで立ち上げては来なかった。これについては色々な制度の周知等行って、農商工の連携事業を取り組んでは、という文書的なものは各関係機関に送り届けてご要望等を把握してきたわけですがけれども、それには事業化には至っていないというのが現状でありまして、もう1度これらの必要性を関係機関に働きかけをして、取り組めるものは取り組んでまいりたいと思っていますところであります。それから、新製品を開発、生み出すことにつきましては、私どもこの重要性を認識してふるさと館の食品加工室、これは製造許可も取っている施設でありますので、そういう施設を私どもは整備をしてきました。また、販売戦略として道の駅、両パークゴルフ場のハウス、それらを整備してきたわけですがけれども、それぞれが個々に、バラバラに展開してきたという欠点があります。やはりこれらをもう少しそれぞれの役割を検証し、連携していかなければならないと思っていますところでございます。

また、私は特産品作りというものは更別村で生産されるものを特産品としていかなければ、新たなものを生み出すということではなくて、今作っているものを最大限生かしていく、それを特産品にしていくということが必要だと常々思っているところでありまして、幸い、更別村にはニチロ十勝食品とか、神野でんぷん工場が大変頑張っていておりますし、また更別農業高校実習活動においても良い取り組みをされているわけがありますので、こことも連携をしながら新たな食品開発につきましては、それぞれ機関をもってございますので、これらとも連携して新しい製品を作り上げることが必要であろうと思っていますところであります。また商品化したものを地元の商店で販売するとか、食堂のメニュー化にしていくなとか、インターネット販売するとか、そういうような展開をしていかなければならないところでございますけれども、まだまだ商品の開発までも至ってございませんので、商品開発からこれらの一連の流れについて、各関係機関の知恵もいただいて、推進してまいりたいと思っていますところであります。

それから食の安全と消費者への伝達は、これはやっぱり更別村の農作物が安全安心だということを一貫して言い続けることが必要でありますし、頑固なまでにそのことを貫き通していくことが必要でなかろうかと思えますし、消費者が1番求めているものは農家の方々が作った野菜、農家の人達が食べている野菜を求めているのです。これが1番安全な野菜でありますので、そういうものも、やはり色々な場所で販売する、消費者の皆さんにお届けするというようなネットワークが必要でないかと私は思っておりまして、これらにつきましても今、商店街の活性化のことも進めてございますので、これらも視野に入れながら検討していただきたいと思いますと思っていますところでございます。幸い、前回、JA青年部の総会に出席をさせていただい

て、農協青年部の中でも畑作部会、酪農部会、それぞれ部を分けて、これまでは活動してきているものを、今回は畑作の人も酪農の研修会に参加し、畑作に有畜化を図っていただくか、堆肥を確保していくとか、また、酪農の方も畑作の研修会に出席をして、お互いに連携をしながら行こうという取り組みに 21 年度から変わっていくようでありますので、本当にこういうことが更別村にとっては重要でなかろうか、今までは農業は農業、商業は商業、町場の勤労者はそれなりの対応でばらばらであったものをひとつにしていかなければならないと思っていますところであります。これは言うのは簡単でございますけれども、行うのは大変難しいことでございますけれども、地域を活性化していくためには、そういう検討そして実践が必要でなかろうかと思っております。これまでも色々な取り組みをしているところでございますけれども、なかなか一挙に効果が見えないところでございますけれども、更に関係機関のご意見をいただき、具体的な案件につきましては、生産者の方、商工業者の方達の意見、要望を踏まえながら関係機関とも連携して、必要なものについては財政が許す限り支援をしてまいりたいと思っておりますところでございます。

どのようなご質問があるかどうか、今日に至るまでわからなかったものですから、適切なお答えとなったかどうかわかりませんが、必要性については、私は十分に認識しておりますので、対応してまいりたいと思っております。また色々な貴重な意見がございましたら受け賜ってまいりたいと思っておりますところであります。

6 番 松橋さん

実は、前に研修を受けた時に、セレモニーをやるつもりは僕自身ありませんので、村長も職員も大変でしょうけれども、私の方も勉強しますから一緒に勉強していきたいと思っております。

前向きな答弁をありがとうございました。

それで、私も調べてみました。農林水産省がインターネットで 88 か所発表しています。決して数億円とかではないのです。これを見ますとすごい工場を作って、数億円をかけて販路を作って、そこから取り組むのか、こういうような形でいくのか。私は掘り起こせばかなり良い知恵が出ると思うのです。最初は苦労されても、それがネームバリューでいきますと、今追い風吹いていますし、国も考えてくれますし、その辺どうかと。例えば建設業者の農業分野の参入、よくテレビで言われていて大変だと言っていますけれども、それだって提携ですから、労働力の提供だけでもよろしいですし、それから 1 番良いのは畑に参入していただければ良いのでしょうかけれども、村長も私も農業委員をやっている立場もありますけれども、今国会に農地法の改正案が衆議院に提出されるというのはご承知でしょうが、今までは農地転用の規制の厳格化で農地の転用面積を厳しく制限し、制度の基本を所有から利用に再構築する。これは法律

議
村

長
長

ですから、私ども農業者とすれば外部から株式会社や法人が入ってきて、ごたごたにされて投げ飛ばされるのはいやです。儲からなくなって逃げていくのは駄目ですというのが、今までですけども、この基本が所有から利用に変わったということがすごいことなのです。おそらく本当に儲かる産業であるとするれば、スーパーもやっている会社もありますけれども、おそらく入ってくると思います。村長から前向きな言葉をいただいていますけれども、その辺も含めて忙しいでしょうけれども、3者からエリートを集めてきて役場もＪＡも商工会からも来ていただいて、考えて今年は予算を見ていないから無理と言わないで、そういう事業もありますから、その辺、もう少し突っ込んでいってほしい。皆不安がっています。農業者の若い人達は。去年はおかげさまで 100 億円に近いということで喜んでいますがそれでも将来には不安というのは、今新しい取り組みをしているところが元気が良いです。ですから現状に間に合わないで満足しないで向かっていくのがリーダーとしての責務かなと思っております。もう1点、その辺確認だけしたいと思います。

村 長

農地法の改正についてもお話がありました。転用の規制については権限を強化していく。そして農地を有効に活用するために所有から利用ということに大きく変換をしていくということでもありますけれども、やはりそうなりますと更別村の個別完結型の農業についても、やはり法人化できるものはして、そしてその法人が農地を所有していく、そういう方向に転換しませんと既存の農家の方の一部についてはかなり厳しい情勢になっていくということなのです。ですから、そのことを私は農協にも再三申し上げておりますし、またそういう形の中の法人化というものを進めていって多角経営になりますと、また新たな投資も必要でありますので、その支援というものを考えていかなければならない。今回、補正予算で大きな補正をさせていただくことになりますけれども、今回は本当に大きな補正になりますけれども、農家の方々が自ら法人を作って展開するものについては、国も大きく支援をしていくということになりますので、私もそのことは必要ではないかなと思っております。いずれにしても更別村は農業の村でありますので、これをなくして私は地域振興は語れませんし、やはりこういう時代にあっては地についた仕事、これは農業が1番、将来的には安定する職業であると思いますので、若者も期待を持って営農出来るようにしていくのが私どもの役目です。組織する農業団体の役目であろうと思っておりまので、更に連携を深めながら私は進めていきたいと思っております。

議 長
6 番松橋議員
議 長
村 長

6 番 松橋さん

直売所の件についてはどうですか。

村 長

直売所は、今、道の駅もありますし、去年からＪＡ青年部が2、3

議長
6 番松橋議員

回、農協の施設でやりました。ただ、やはり地域の人達も期待しているのです。ですから出来れば本通りでやりたいなとは思っているのです。ですから、もし市街活性化の中で、そういう形で検討していけるものであれば検討していきたいと思っております。なんせ直売所も地域の賑わいも大切でありますので、その辺を考えながら進めていきたいと思っております。早々にはなかなかありませんけれども、そのような方向で進めていきたいと思っております。

6 番 松橋さん

私達も協力しますので、ひとつ前向きに頑張ってください。これで終わります。

議長
議長
議長

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。（12 時 06 分）

休憩前に引き続き会議を開きます。（13 時 30 分）

この際、日程第 3、議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 9、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括議題といたします。

本案について委員長からの審査報告を求めます。

本多予算審査特別委員長

予算審査特別委員長

予算審査特別委員会に付託された平成 21 年度更別村各会計予算について、3 月 16 日、17 日の 2 日間にわたり、理事者、代表監査委員、担当課長等の出席を求めて慎重に審査を行いました。

審査の結果、それぞれの予算は、厳しい財政事情の中での編成と受け止め、適正であると認めました。

そこで、執行にあたっては、審査の中で各委員から出された提言等を充分参酌の上で、これらの趣旨が生かされるようにすると共に、効率的な執行を図り、村政の推進に努力されるよう特に期待するものであります。

予算審査にあたり、各委員のご協力、理事者、代表監査委員、各担当課長等の配慮に感謝を申し上げ、審査の報告を終わります。

議長
議長

これで、予算審査特別委員長からの報告を終わります。

これより質疑・討論並びに採決を行います。

おはかりいたします。

議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括して、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号から議案第 30 号までの 7 件を、一括して質疑・討論・採決することに決定しました。

議長

おはかりいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑、討論は省略したいと思います。また、

議

長

本案 7 件を一括して採決いたしたいと思います。

このことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案 7 件は、質疑、討論を省略し一括して採決することに決定しました。

これから議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括して採決を行います。

議案第 24 号から議案第 30 号までの 7 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 24 号から議案第 30 号までの 7 件については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件については、委員長の報告のとおり可決されました。

議

長

日程第 10、議案第 31 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 11 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 31 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 11 号)でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 150,050 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,965,569 千円とするものでございます。

第 2 項は第 1 表、歳入歳出予算補正、第 2 条は繰越明許費にかかる規定でございます。ご参照いただきたいと存じます。

7 ページ、歳出、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、50 千円の追加であります。この度、50 千円の寄附をいただきました。寄付者のご意向により福祉基金に積立をし、活用をはかるものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目の農業振興費、150,000 千円の追加であります。農山漁村活性化プロジェクト補助金として 150,000 千円追加いたします。この件に関しましては、国の第 2 次補正の採択によるものでございます。農事組合、十勝農産物生産組合に関しましては、更別村の農家を主といたしまして、管内 10 名の農家の方が構成員となっている組合でございます。その組合が実施いたします加工食用馬鈴薯貯蔵施設、低温の貯蔵施設でございますが、3,000 トンの加工食用いもを貯蔵する施設でございますが、これを事業費 3

議長

4 番 堂場議員

議長
産業課長

議長
7 番 本多議員

億円で整備するものでありまして、その 3 億円の 2 分の 1 が国庫補助となるものであります。この補助金につきましては、村の会計を通すということでございまして、今般、補正をお願いするものであります。

続きまして歳入の 6 ページ、款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 農林水産業費国庫補助金、150,000 千円でございます。歳出で説明のとおり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、150,000 千円でございます。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、目 3 民生費寄附金、50 千円でございます。先程も申し上げましたとおり、寄附 1 件、50 千円をいただいたところでございます。

次に 3 ページ、第 2 表、繰越明許費でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、150,000 千円を次年度に繰越明許として処理するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4 番 堂場さん

ただ今の説明で、村外も含めた組合員の集団ということなのですが、村内の組合員がどれ位で、村外がどの位の集団なのか詳しく説明していただきたい。

これは加工馬鈴薯の貯蔵庫ということなのですが、貯蔵庫だけに 3 億円なのか。

産業課長

先程の説明の中で 10 名ということだったのですが、定款を見させていただきますと、10 名の理事ということです。組合員数につきましては 41 名とお聞きしておりますが、村外と村内を分けた組合員数はお聞きしてございません。理事の名前を拝見しますと半々くらいで、村内の理事さん、村外の理事さんとなっているところであります。貯蔵施設については、馬鈴薯の貯蔵、冷蔵庫ということで 1,393 m² の施設を建てるということであります。およそ 3,000 トンの貯蔵能力があります。法人につきましては 20 年 6 月 30 日に設立しまして、代表者が平和区の田中さんでございます。3 億円については貯蔵庫の建物だけでございます。

7 番 本多さん

今まで J A 等が窓口でこういった事業が行われていたかと思うのですけれども、今回は 1 法人といいますか、農家に対しての関係の事業でございますけれども、そういった意味で、以前にもこういった事業に対して村としては、あまり例がなかったかと思うのですけれども、今回こういう形になったということに対しての村長の考え

議 村	長 長	をお聞きしたいと思います。 村 長 これまではあまりこういう例がなかったわけですが、やはり国の方では個人よりも法人化の方の支援を強めていこうということと、広域的な展開に対するこういう施設に対して国の方では支援をしていこうということのようです。それが今般、更別のみならず周辺農家を巻き込んでの展開ということで補助の採択となったということで理解してございます。これからどんどんこういうものに支援をしていくという国の方針でありますので、村としてはこれに対する補助、支援というものはなかなか出しづらいのでありますけれども、国はそのような方向に向かっているということを私どもは感じ取らなければならないのだと思っております。
議 7 番本多議員	長 長	7 番 本多さん 村としては、例えばニチロあたりに新規に工場を建てた場合においては、固定資産の助成をしておりましたが、今回は新規ではないと思うので、そういった形での考え方はお持ちではないでしょうか。
議 村	長 長	村 長 村の企業立地促進条例につきましては、新規雇用だとかそういうものの制限がありますので、新規雇用はそんなにないということと、この農業関係の貯蔵施設につきましては、固定資産税が免除となっておりますので、そういう面から条例等の適用はないと思っております。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 (13 時 45 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 50 分)
議 村	長 長	先程の村長の答弁について、訂正がありますので答弁をお願いいたします。 村 長 先程、固定資産税については、倉庫でありますので、かからないということを申し上げましたけれども、この場合、農協の場合は免除になるということでありますけれども、今回のケースに関しましては免除にならないということでありますので訂正をさせていただきます。企業誘致立地促進条例につきましても単なる倉庫ということでございましたら該当にならないということであります。
議	長	他に質疑はありませんか。
議	長	(ありませんの声あり) これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 31 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算 (第

		11号)の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第11、陳情第1号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める陳情書の件を議題といたします。
		本案について、委員長より審査の報告を求めます。
		松橋産業文教常任委員長
産業文教常任委員長		第1回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第1号について、3月12日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。
		雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める陳情書の件ですが、雇用の維持・安定は経済社会の健全な発展に不可欠であり、国民の雇用と生活安定、安心・安全な社会の構築のために、国が雇用対策を充実させると共に、生活不安を解消するようセーフティーネットの拡充、整備をすることが必要であります。
		そこで委員会において、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。
		以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。
		委員長報告が終わりまりましたので、これから質疑を行います。
		陳情第1号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論に入ります。
		委員長報告は、採択であります。
		これから陳情第1号に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
議	長	おはかりいたします。
		陳情第1号に対する委員長報告は、採択であります。
		陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。
議	長	したがって、陳情第1号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める陳情書の件は採択と決定しました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。(13時55分)
		議事進行のため、午後14時05分まで休憩いたします。

議	長	(意見書案及び追加の議事日程配布)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14時05分)
		おはかりいたします。
		ただいま、休憩中に3番菊地さんから、意見書案第3号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書の件が、提出されました。
		この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いをします。
		これにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。
		したがって、この際、意見書案第3号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議	長	日程第12、意見書案第3号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
3番菊地議員		3番 菊地さん
		雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書の提案理由を申し上げます。
		内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
		日本の経済がきわめて厳しい中であって、雇用動向も「厳しい」と評されており、有効求人倍率をみても全国の0.75倍に比べ北海道は、0.43倍となっているなど、出口の見えない景気の低迷が、雇用の縮小・雇用不安を呼び、消費の冷え込みを生むという悪循環の様相を呈しています。
		そこで、国民の雇用と生活の安定、安心・安全な社会の構築のためには、雇用対策の充実とセーフティーネットの拡充整備が必要であり、そのことを国に強く要望するため、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものです。
		ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり)
		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(異議なしの声あり)
議	長	これで討論を終わります。

議

長

これから意見書案第 3 号、雇用対策の充実・強化とセーフティ
ネットの拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(原案賛成の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 13、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は、
議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の
発行について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長
より申し出があります。

議

長

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付する
ことに決定しました。

議

長

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしま
した。

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いた
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しまし
た。

これにて平成 21 年第 1 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 10 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 3 月 19 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎